

2021年6月7日

株主の皆様へ

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
(コード番号 8306)

第16期定時株主総会における第3号議案に関する補足説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年6月29日に開催予定の当社第16期定時株主総会に株主提案として付議されている第3号議案「定款の一部変更の件（パリ協定*の目標に沿った投融資を行うための経営戦略を記載した計画の策定・開示）」における、「『当会社は、パリ協定の目標に沿った投融資を行うための指標と短期、中期及び長期の目標を含む経営戦略を記載した計画を決定し、年次報告書にて開示する。』という条項を、定款に規定する。」につきまして、当社取締役会は反対しております。本件につきまして、株主の皆様との対話を通じて多くのご関心とご質問が寄せられたことから、皆様に、当社の方針・考え方につき、深いご理解を賜りたく、以下の通り補足させていただきます。是非ご高覧賜りたくお願い申し上げます。

*「パリ協定」とは（外務省ホームページより抜粋）

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）（2015年11月30日～12月13日、於：フランス・パリ）において、「パリ協定」（Paris Agreement）が採択され、2016年に発効しました。

<中略>

パリ協定の概要

- 世界共通の長期目標として2°C目標の設定。1.5°Cに抑える努力を追求すること。
- 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること。
- 全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- イノベーションの重要性の位置付け。
- 5年ごとに世界全体としての実施状況を検討する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
- 先進国による資金の提供。これに加えて、途上国も自主的に資金を提供すること。
- 二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用。

1. 気候変動に対する当社の方針・取組み

当社取締役会は、株主提案で言及されている内容（パリ協定の目標に沿った投融資を行うこと）を経営方針の一部として採用することについて反対するものではありません。当社は、気候変動問題への対応を今後の経営課題の中核の一つと位置づけ、過去数年にわたり検討と議論を重ねてまいりましたが、今般、日本政府によるパリ協定への対応方針と直近の改訂目標も踏まえ、当社の具体的な取り組み方針を「MUFG カーボンニュートラル宣言」：[news-20210517-003_ja.pdf \(mufig.jp\)](https://www.mufigroup.com/news/20210517-003_ja.pdf) として本年5月17日に公表いたしました。この宣言では、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）が本年4月に発足させた「Net-Zero Banking Alliance (NZBA)」に本邦より初めて参加することで、カーボンニュートラルに向けた2030年までの達成目標を2022年度中に策定して開示することにも既にコミットしています。その結果といたしまして、株主提案で言及されている内容の経営戦略への組入れは既に実現しております。

2. 気候変動問題への対応を経営計画に組み込みながら、定款への記載には反対する理由

会社の定款は、商号、目的、機関、発行可能株式総数等、会社法に従って会社を運営する上での基本的な事項を定めるものです（当社定款：https://www.mufg.jp/dam/profile/overview/pdf/article-01-1606_ja.pdf）。経営戦略の策定にかかる個別的な方針、気候変動問題等の特定の経営課題への対応や、「パリ協定」という個別の協定等を定款に定めることは、方針の機動的な変更及びその速やかな実行の制約となる虞もあり、適切ではないと考えております。加えて、多岐にわたる経営課題を有する当社にとって、気候変動問題にのみ焦点を当てた内容を定款に組み入れることは、安定した金融決済機能の提供や少子高齢化等の社会課題対応等を含む、当社の経営戦略の全体的なバランスを損ね、その効果的な実行に制約を加え、ひいては会社の企業価値の毀損に繋がる虞もあります。

本年6月中の適用開始が予定されるコーポレートガバナンス・コードの改訂案においても、気候変動問題を含むサステナビリティを巡る課題への対応については、取締役会による積極的・能動的な取組みが求められており、当社においても、これを重要な経営課題と位置付けたうえで、取締役会でも継続的に議論して対応方針を開示していく所存です。既に、環境への取組み方針を定めた「MUFG 環境方針」について、改廃権限を経営会議から取締役会に引き上げ、持続可能な社会の実現に貢献しようとするお客さまのご支援や当社の積極的な情報開示を強化するよう、改定しております。

今般の株主提案は、日本の会社法上の制約を踏まえ、定款変更という形式をとっていますが、その実質は、特定の経営課題に関して株主が直接的に関与することを求めるものです。当社取締役会としては、このような経営課題への取組みは、強い法制的制約を伴い、その変更には株主総会の特別決議が必要とされる定款への記載によるのではなく、株主の皆様から信認を受けた取締役が、その責務を果たすうえで、社会情勢をはじめとする各種状況の変化に対応した形で機動的に実行すべき事項と考えております。

以上のことから、当社は、株主提案で言及されている内容について、公表済みの「MUFG カーボンニュートラル宣言」等に組み入れていることを当社取締役会のコミットメントとしてお示ししながら、本定款変更議案には反対を表明しております。株主の皆様におかれましては、このような趣旨も踏まえ、株主提案の当否について、慎重に評価していただきますようお願い申し上げます。

3. 最後に

気候変動問題を巡る情勢は目まぐるしく変化しており、様々な議論が進む中で、当社としてはカーボンニュートラルに向かう道筋と、短期、中期、長期の目標を、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとのエンゲージメントを通じて見極め、具体的に設定し、開示を進めていく所存です。その間の進捗についても、定期的な開示を図ることで皆様からのご理解を賜りたいと考えております。

また、当社取締役会には環境・人権等の問題についてグローバル水準の知見・経験を有する社外取締役が複数名就任しており、足元においても活発な議論が進められています。今後の気候変動問題に対する取組みについては、多様な知見・専門性を有する取締役会が責任を持って監督してまいります。

株主の皆様におかれましては、「MUFG カーボンニュートラル宣言」をはじめとする当社の経営方針・取組みにご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上

ご参考：6月3日セミナー資料「MUFG のサステナビリティ経営－気候変動への取り組み－」
https://www.mufg.jp/dam/ir/presentation/2021/pdf/slides210603_ja.pdf